

ご利用の皆様へ

調理に伴う食事に関する制限の一部解除について (お知らせ)

施設利用における利用制限の段階的緩和につきまして、令和3年10月17日より随時お知らせしておりますが、新型コロナウイルス感染症の感染者数の推移等の現状を踏まえ、次のとおり**利用制限の一部解除の内容を追加いたします。**

<実施期間>

令和3年11月25日(木)～

<対象施設>

生活工房

<利用制限の一部解除内容>

- ・生活工房で調理を行うご利用について、<ご利用の条件>の内容を遵守していただくことを条件として、**調理したものの飲食を可能**といたします。

<ご利用の条件>

- ・飲食の際は、**非対面の上、黙食**をお願いいたします。
- ・**ご自分で調理したもの**に限らせていただきます。
- ・**大皿等から取り分けることは禁止**させていただきます。
- ・生活工房以外の場所に**持ち出して飲食は禁止**させていただきます。
- ・**飲酒やアルコール飲料の試飲は禁止**させていただきます。
また、**ノンアルコール飲料**につきましても、他のご利用者に誤解を招き、トラブルの原因となる恐れがございますので、禁止させていただきます。
- ・上記に限らず、その他の感染症対策（換気の実施等）についても引き続き実施させていただきます。

吉川市民交流センターおあしす